

くらしの知恵袋 ～消費生活 相談情報～ 送りつけ商法に注意!



Q「さんのお宅ですか?注文のあった健康食品を代金引換で送ります」と、電話があった。「注文した覚えがない」と、伝えたが...

「確かに注文を受けています。子さんですよ?代金は2万円になります」と言われた。断ったはずなのに、翌日、商品が届いてしまった。どうしたらいいのか?

A 健康食品の電話勧誘販売で「断ったのに商品が届いた」「買うと言っていないのに商品が送られてきた」などの相談を受けます。

送られてきた商品は、業者からの一方的な契約の申し込みであり、消費者が承諾しない限り、契約は成立しませんので、代金を支払う必要はありません。「特定商取引に関する法律」では、商品が送られてきてから14日間、販売業者に引き取りを請求した場合はその日から7日間を過ぎれば消費者の保管義務がなくなり、また販売業者による商品などの返還請求や代金

請求ができないと定められていますので、消費者は商品を自由に処分できます。

ただし、商品の保管期間中に商品を使用すると、購入を承諾したものとみなされ代金の支払い義務が発生しますので注意しましょう。

あきる野市消費生活相談窓口消費者が事業者と結んだ契約で、困ったときやおかしいなと思ったときは、一人で悩まずにお気軽にご相談ください。

開設日時...毎週月曜・木曜日
午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く)

場所...市役所1階市民相談室
問合せ...観光商工課観光商工係(直通558-1867)
東京都消費生活総合センター
開設日時...毎週月曜日～土曜日
午前9時～午後5時
消費生活相談・多重債務相談...
03-3235-1155
架空請求110番... 03-3235-2400
高齢者110番... 03-3235-3366

日本ジオパーク認定に向けた取組が本格スタートします

秋川・平井川流域は豊かな自然環境に恵まれた地域で、優れた歴史や文化が息づいているとともに、日本でも有数の化石や地層の宝庫でもあります。

このような自然環境を活かして観光や地域の活性化を図るため、あきる野市、日の出町、檜原村で組織する秋川流域ジオパーク推進会議では、日本ジオパーク認定に向けた具体的な取組に着手します。そこで、ジオスポット(資源)を案内していただけのガイドを育成する人材育成講座を開催します。また、この事業に賛同していただける市民、企業などから会員を募集し、支援組織となる「秋川流域ジオパーク友の会」を設立します。

ジオパークとは:地学的に見て重要な自然遺産を含む自然に親しむための公園。自然保護や観光などに利用しながら、地域の持続的な経済発展を目指す仕組みがジオパークです。日本ジオパークの認定は、日本ジオパーク委員会が行っています。

第一期人材育成講座
日時:7月から2月までの毎月第2火曜日 午後6時～8時
場所:五日市出張所1階会議室
内容:秋川・平井川流域の地層や化石、観光スポット等の勉強会を行い、ジオスポットなどを案内するガイドを育成します。

講師:長田敏明さん(東京都市大学・放送大学講師)
対象:あきる野市、日の出町、檜原村に在住の20歳以上の方

定員:20人(抽選)
費用:無料
友の会
内容:毎月発行する会報の送付とイベントなどの案内
対象:日本ジオパーク認定に向けた取組に賛同していただける個人や企業など
会費:年会費千円
申込み方法 6月28日(金)までに電話で申し込んでください。友の会は随時受付
申込み・問合せ 環境政策課 環境の森推進係(588・5173)

あきる野市生の森づくり協議会主催事業
「木こりの講座」

市では、「あきる野市生の森づくり協議会」を設置し、産学官が連携して郷土の恵みの森づくりを進めています。

この協議会の主催で、チェンソーの使い方の基礎を学び、雑木林の管理を体験する「木こりの講座」を行います。里山に残る雑木林は、畑で使う堆肥や炭づくりに利用されたり、椎茸栽培の原木を供給するなど、人の手による適度な管理によって維持されますが、近年のライフスタイルの変化や人手不足などから荒れた場所が増えています。

この講座では、里山の管理に必要な樹木の伐採や切り出した材木の活用などに役立つ、チェンソーの使い方や伐採の仕方などを学びます。

協議会では、里山の管理や椎茸の特産化などにも取り組んでいますので、興味のある方の参加をお待ちしています。

日時 7月7日(日) 午前9時～午後4時(雨天実施)
9月以降に雑木林の間伐の実地体験を行います。参加者は別途お知らせします。

集合場所 小宮自然体験学校(旧小宮小学校、駐車場有り)

内容 チェンソーの基礎知識と機械のメンテナンス方法、伐採の基礎知識
天候などにより内容を変更する場合があります。

講師 森林レンジャーあきる野隊長
募集 10人(申込み順)
持ち物など 弁当、飲み物、皮手袋、作業しやすい服装、雨具(かっぱ)、あれば安全靴
チェンソー、ノコギリ、ナタ類は準備します。
費用 千円(保険料込み)
申込み方法 6月28日(金)までに電話で申し込んでください。
申込み・問合せ 環境政策課 環境の森推進係(588・5173)



森林レンジャーがゆく (35) 一人の手から広がって...

毎月初めに「森林レンジャーあきる野新聞」を発行し、あきる野の自然やレンジャーの活動を紹介しています。4月号(Vol.34)は、「アニマルサンクチュアリ(野生動物の聖域)のための活動について」でした。

年末に殺処分されたツキノワグマの命への想いとあきる野市の森の現状の話、多様な野生動物が暮らせる森が存在することは私たち人間にも必要なのだから、野生動物と棲み分けをしていくために調査を踏まえた行動を継続していくといった内容でした。この新聞を読んだ五日市小学校の一人の保護者が学校の先生に紹介し、先生が6年生の道徳の授業で資料として使ってくれました。これだけでも、レンジャーとしてうれしいことですが、子どもたちが感じたことを話し合い自分の思いを書いたものを、先日、先生に紹介して下さった保護者から受け取りました。

文章を読んでいると、身近に野生動物が暮らす地域の子どもたちが、一頭のクマの命を通して野生動物との共存や、今の自分ができることを考えてくれたことがわかり、胸が熱くなりました。その一部を紹介します。

「人家に被害が出たのは人間の責任もあると思う。木を切ったり自然を少なくしているから。殺すのは人間の勝手だと思った。」「クマが人家に近寄ったのは生きるため、人を殺しに来たわけではない。でも、もし人に被害が出るのであれば処分は間違っていないと思う。」「残飯やゴミを外に捨てない。ご飯を残さず食べる。」「嫌だけれど大切な生き物をこれから守っていきたい。」「ここに住んでいるのは、人間だけじゃないんだから、人間が食物や土地を奪ってしまうのはダメだと思いました。みんなで、分け合って仲良く暮らせば、クマなどの動物も人間に被害は出さないうちから。そうやって暮らしていけたらいいなと思いました。」「子どもたちの文章を読んで、皆さんはどう感じますか。地域の自然と一緒に考えてみませんか。」

発行している新聞は、市のホームページに掲載しています。最新号は、市内各図書館や市役所、瀬音の湯などで手に取ることができます。(加瀬澤)



朽ち果てた針葉樹(マツ)から新しい命(コナラ)が芽生えました



気になっていてるけど、なかなか手入れができないそんなスギ、ヒノキの森林はありますか?多摩の森林再生事業

人が植えたスギやヒノキの森林は、間伐をしないと内部まで十分な日光が届かない暗い森林となり、低木や草なども生えなくなり、こつした状態では、樹木の生育が悪くなるだけでなく、雨で地表の土砂が流れやすくなり、災害が発生する危険が高くなります。間伐を行うことで、低木や草で地面が覆われて森林の健全性が向上し、災害防止につながるだけでなく、残った樹木も丈夫になります。

都では森林所有者と協定を結び、都の費用負担で森林の間伐を行う「多摩の森林再生事業」を進めています。

協定要件
市内にあるスギかヒノキの人の負担

工林であること
東京都と25年間の協定を結ぶこと
協定期間中は、皆伐(樹木を全部切り倒してしまうこと)、掘削や埋立などの地形変更、スギ・ヒノキの植栽、工作物の設置などは行わないこと
費用 間伐の費用は全額都が負担
その他
1回の間伐で、対象となる森林にある樹木の30%を目安に伐採
協定期間に2回間伐(2回目は基本的に12・5年目)
伐採した樹木は、切った樹木の根元に枝を払って置き、所有者が自由に利用可能
問合せ 農林課係